

【 通学路の安全確保について 】 R4.3.9 (水)

(四) 通学路の安全確保について

次に通学路の安全確保についてであります。

昨年6月、千葉県八街市（やちまた市）で下校中の小学生がトラックにはねられ、5名が死傷した痛ましい事故が発生したことから、全国の通学路について、市町村や道路管理者、警察などの関係機関による合同の安全点検が実施されました。

その結果道内では、対策が必要な個所として152市町村で、1845カ所が報告されており、順次、ガードレールの設置や速度制限、交通安全指導の実施などの改善が進められています。

まもなく新学期が始まり、初めて通学路を利用する新入生を迎えることとなります。道警の調査によると、平成28年度から令和2年までの5年間で、歩行中に交通事故に遭った小学生427人のうち、登下校中が249人で、その中でも小学校1年・2年生が146名と半数以上を占めています。

子供たちが安心して学校に通学することができるよう、関係機関が連携して地域全体で安全対策を効果的に行うことが必要です。国においても、重点的な課題として新年度予算に必要な経費を計上していると聞いています。

道内において、児童生徒が被害者となる不幸な事故が起きることのないよう、

通学路の安全対策について、ハード・ソフト両面からどのように取組むのか、知事、教育長並びに道警本部長にそれぞれ伺います。

(答弁：警察本部長)

- ・道警察では、次世代を担う子供のかげがいのない命を守ることは重要な責務であると認識し、様々な対策を講じてきた。
- ・関係機関とともに昨年実施した合同点検の結果に基づき、道警察による対策が必要とされた 299 箇所のうち、185 箇所について、今年度中に、横断歩道の新設や塗り直し、歩行者用灯器の増設などのハード面対策、交通指導取締りや見守り活動などのソフト面対策を講じる。
- ・残りの箇所も道路改良をとまなう 1 箇所を除き、来年度中に実施する。
- ・間もなく新学期を迎えることから、新入学児童をはじめとする子供の安全を確保するため、自治体や学校、交通ボランティア等と緊密に連携して広報啓発活動や交通安全教育を推進するとともに、通学路等における交通指導取締り

を強化する。

- ・道警察としては、引き続き地域の実情に応じた効果的な対策を推進し、通学路における交通安全対策に万全を期す。

(答弁：教育長 倉本博史)

- ・児童生徒が安心して学校生活を送るためには、登下校時の交通事故防止の徹底が重要。
- ・合同点検により把握した対策費用箇所のうち、学校や市町村教育委員会が担当する 1,524 箇所は、次年度に取組みを継続する 20 箇所を含め、全て今年度中に交通安全教育の実施や通学路の変更などの対策を講じる。
- ・道教委としては引き続き、各地域において、安全対策の状況把握や通学路交通安全プログラムに基づいた取組を確実に進められるよう、市町村教育委員会に指導。
- ・道関係部局や道警察等との連携、対策状況を定期的に共有し、必要な支援を迅速に行うなど、通学路の安全対策を徹底、子どもたちの尊い命を守り抜く取組を一層推進。

(答弁：知事 鈴木直道)

- ・子どもたちを交通事故から守るためには、安全で安心な道路交通環境の整備が重要である。
- ・これまでも道教委や道警察等と連携し、交通安全対策を進めてきた。
- ・通学路における合同点検を実施した結果、道路管理者として対策が必要な箇所は全道で 514 箇所。
- ・道として対策が必要な 103 箇所については、90 箇所着手。今年度中に 47 箇所の対策を完了、残る箇所についても速やかに整備。
- ・技術的支援など市町村とも連携を図り、通学路における交通安全施設について整備を進めるほか、通学路交通安全プログラムの取組を推進。
- ・新入学・新学期を迎える子どもを対象に、交通安全の広報啓発活動を重点的に展開する。
- ・地域の関係者と一体になって、通学路における交通安全の確保に取り組む。